

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	26 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 40 年 12 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は昭和43年2月にA郡B町（現在は、C市）で国民年金の加入手続きを行い、同年3月に結婚した際にD区に転居した。

昭和43年4月に私の国民年金について、町役場から実家の母に連絡があり、「国民年金保険料に未納があるが今なら納付できる。」と言われたことを母から聞き、私は納付書を送付してもらって全部納付したはずなのに、38年10月から40年12月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

また、私はD区に転居後の昭和43年4月に、42年4月から43年3月までの保険料をまとめて夫の保険料と一緒に区の国民年金徴収員に納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人はD区に転居後の昭和43年4月にまとめて申立人の夫の保険料とともに区の国民年金徴収員に納付したと主張するところ、D区では、45年4月以前は区の職員による戸別徴収が行われていたことが確認されている。

また、申立期間②は12か月と短期間である上、申立期間②前後の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立人は申立期間②の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、昭和43年2月頃に払い出され、同時

期、国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、手帳記号番号が払い出された時点において、保険料は時効により納付できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3323

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私が会社を退職する際、上司から年金は大切なものなので、すぐに国民年金に加入するように勧められ、結婚後の昭和50年10月頃、A市B区役所で任意加入の手続を行った。以降、国民年金保険料は滞ることなく納付していたのに未納とされている期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年11月に国民年金に任意加入し、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料は、全て納付済みとなっている上、数度にわたる住所変更の手続を適切に行っていることから、申立人の国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みとなっていることから、申立人は申立期間の保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月及び同年11月から8年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成7年8月
② 平成7年11月から8年1月まで

申立期間①については、A社を退社した平成7年8月頃にB市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。また、申立期間②については、C区役所で市民税、国民健康保険料及び国民年金保険料と合わせて納付したはずであり、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は平成7年10月上旬に行われたと推認されるところ、この時点で申立期間①の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、オンライン記録によれば、申立人は申立期間②前後の第3号被保険者の非該当及び該当処理が平成8年3月7日に行われていることから、申立期間①及び②は国民年金の第1号被保険者期間であり、この時点で申立期間②の保険料は現年度納付することが可能である。

さらに、申立期間①及び②は、加入手続当初の同一年度内の1か月及び3か月といずれも短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金の被保険者期間において未納及び未加入期間が無いことを考慮すると、申立期間の保険料を納付していたことを否定する特段の事情はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月及び同年5月

私は、国民年金保険料を納付していなかったため、平成9年9月又は同年10月頃、保険料の未納通知が届いた。未納分の保険料は父が同年10月にA郡B町（現在は、C市）役場のD銀行出張所で納付したはずである。父の金銭出納帳のコピーを添付するので、申立期間の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父は、申立期間を含む平成8年4月から9年3月までの保険料は当初未納であったが、未納通知が届いたため同期間の保険料を分割して過年度納付したことなど、申立期間の保険料の納付動機及び納付状況を詳細に述べているところ、オンライン記録の納付記録は、申立期間を除き、申立人の父の主張する納付状況とおおむね一致している。

また、申立人の父の平成9年金銭出納帳に申立期間の1か月の保険料1万2,300円を「2ヶ月分（4、5月分）10月初払」と記載があること、申立期間直後の8年6月から同年9月の保険料が9年12月16日に過年度納付されており申立期間は金銭出納帳記載の同年10月時点で過年度納付が可能であったこと、及び申立期間は2か月と短期間である上、申立期間後に未納が無いことを考慮すると、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から7年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から7年11月まで

私は、平成7年12月1日に、入社を予定していた会社の採用面接があったため、国民年金保険料が未納だと面接で不利になると思い、同年11月に、24か月分の保険料を過去に遡って父に納付してもらったはずなので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の被保険者の納付記録から、平成7年8月頃に払い出され、申立人は、同時期に加入手続を行ったと推認できることから、申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することは可能である。

また、申立人の父は、A市役所から納付書と共に送付された「過年度分保険料の納付について」と題された案内文書を提出しており、同文書により、時期は不明であるものの、A市から申立人に対し過年度納付書が発行されたことが確認できることから、同文書と共に送付された過年度納付書が申立期間に係る納付書である可能性は否定できない。

さらに、申立人の父は、国民年金へ加入した経緯、保険料の納付方法、保険料額について具体的に記憶している上、当時、申立人と同居していた妹は、「姉は就職面接を控えていて、父と母が姉について『社会保険をきちんとしておかなければならない。』という会話をしていたことを覚えている。」と申述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3327

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和37年4月からA区Bの事業所に勤めており、事業主が、41年7月31日付けで国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

その後、44年4月に結婚して同事業所の寮を出るときに社長から国民年金手帳を渡され、これからは自分で保険料を納付するようと言われ、自分で保険料を納付した経緯があり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年3月にA区に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号より後の任意加入者が同年3月13日に国民年金の加入手続を行っていることから申立人は同年3月に加入したことが推認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である上、申立期間は9か月と短期間であることを踏まえると申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人は、昭和46年4月に任意で再加入した後の昭和49年度から52年度及び54年度は前納制度を活用し、第3号被保険者の切替手続も適切に行い、平成13年9月から18年6月までは付加保険料も納付するなど納付意識が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3328

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、妻の保険料と共に集金に来ていた信用金庫の職員に渡して納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は9か月と短期間である。

また、申立人が保険料を集金に来ていたと述べる信用金庫は、「顧客の保険料を集金していたことがあった。」と回答している。

さらに、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年8月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額記録について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間における標準報酬月額の記録を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成11年10月1日から15年9月1日までの期間の標準報酬月額記録について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間における標準報酬月額の記録を、平成11年10月から同年12月までは26万円、12年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月から15年3月までは32万円、同年4月から同年8月までは34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から5年2月25日まで
② 平成7年4月1日から15年9月1日まで

申立期間①はA社について、申立期間②はB社について、給与総支給額に相当する標準報酬月額と会社が社会保険事務所（当時）に届けている標準報酬月額に差があることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①の標準報酬月額については、C社から提出された諸給与支払内訳明細書により、申立期間①のうち、平成3年8月1日から同年10月1日までの期間における申立人の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張どおりオンライン記録よりも高額であることが確認できる。

したがって、申立期間①のうち、当該期間における標準報酬月額については、諸給与支払内訳明細書により、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成3年4月1日から同年8月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から5年2月25日までの期間については、申立人の諸給与支払内訳明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成3年11月については、申立人の諸給与支払内訳明細書が無い場合、申立人の保険料控除額及び支払総額を確認できないが、諸給与支払内訳明細書において確認できる同年10月及び同年12月から5年1月までの保険料控除額に見合う標準報酬月額（47万円）とオンライン記録の3年11月の標準報酬月額が一致していることから、同年11月の標準報酬月額は不自然とはいえず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間②の標準報酬月額については、C社から提出された諸給与支払内訳明細書により、申立期間②のうち、平成11年10月1日から15年9月1日までの期間における申立人の総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張するとおりオンライン記録よりも高額であることが確認できる。

したがって、申立期間②のうち、当該期間における標準報酬月額については、諸給与支払内訳明細書により、平成11年10月から同年12月までは26万円、12年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月から15年3月までは32万円、同年4月から同年8月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、諸給与支払内訳明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は諸給与支払内訳明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成7年4月1日から11年10月1日までの期間については、申立人の諸給与支払内訳明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成18年5月から同年7月までは16万円、同年8月から19年6月までは20万円、同年7月から20年3月までは26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16万円から18万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を18年5月から同年9月までの期間は20万円、同年10月は22万円、同年11月は20万円、同年12月から19年1月までの期間は22万円、同年2月は20万円、同年3月は38万円、同年4月から同年6月までの期間は24万円、同年7月は47万円、同年8月から同年11月までの期間は24万円、同年12月は44万円、20年1月は30万円、同年2月及び同年3月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月1日から20年4月1日まで

私は、A事業所に勤務していた期間の標準報酬月額が支給されていた給与より低くなっていたので、過去2年間については訂正してもらったが、それ以前の標準報酬月額については記録上だけの訂正であり、給付額には反映されないため、給付額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、

当初平成 18 年 5 月から同年 8 月までの期間は 16 万円、同年 9 月から 19 年 8 月までの期間は 17 万円、同年 9 月から 20 年 3 月までの期間は 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 5 月に、18 年 5 月から同年 7 月までの期間は 16 万円、同年 8 月から 19 年 6 月までの期間は 20 万円、同年 7 月から 20 年 3 月までの期間は 26 万円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、申立人の保管する給与明細書によると、申立人は、申立期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の保管する給与明細書の総支給額及び保険料控除額から、平成 18 年 5 月から同年 9 月までの期間は 20 万円、同年 10 月は 22 万円、同年 11 月は 20 万円、同年 12 月から 19 年 1 月までの期間は 22 万円、同年 2 月は 20 万円、同年 3 月は 38 万円、同年 4 月から同年 6 月までの期間は 24 万円、同年 7 月は 47 万円、同年 8 月から同年 11 月までの期間は 24 万円、同年 12 月は 44 万円、20 年 1 月は 30 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和57年3月16日、資格喪失日が平成13年1月1日とされ、当該期間のうち、12年12月31日から13年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日を13年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月31日から13年1月1日まで

私は、昭和57年3月16日にA社に入社し、平成12年12月31日まで勤務した。同社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同日とされているので、資格喪失日を13年1月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和57年3月16日、資格喪失日が平成13年1月1日とされ、当該期間のうち、12年12月31日から13年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業主から提出された給与控除一覧表により、申立人は、昭和57年3月16日から当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与控除一覧表に記載され

た保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認め、資格喪失日の訂正を届け出ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の資格喪失日（昭和43年2月1日）に係る記録を同年2月8日に訂正し、申立人の同社における船員保険の資格取得日に係る記録を同日に、資格喪失日に係る記録を同年3月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月1日から同年3月6日まで

私は、昭和34年7月1日から63年3月31日までA社及びその関連会社に継続して勤務し、申立期間においてはA社所有のC丸にD（職種）として乗船勤務した。このことは、船員手帳の雇入れの記録及び辞令から明らかであり、申立期間は同社において、陸上勤務から海上勤務へ異動したときであり、雇用も継続していることから、申立期間に船員保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金計算書、辞令、船員手帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和43年2月8日にA社（陸上勤務）から同社C丸にD（職種）として乗船）、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において昭和43年3月21日に船員保険の被保険者資格を取得した元同僚（D（職種））の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は納付していないと回答している上、A社の船員保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、船員保険被保険者証の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年1月22日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を44年12月1日に、資格喪失日に係る記録を45年1月22日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については4万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月1日から45年5月20日まで
私は、昭和44年12月1日から45年5月20日までA社においてB（職種）として継続して勤務したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された厚生年金保険被保険者証により、申立人は、昭和44年12月1日に前職と異なる被保険者記号番号で厚生年金保険の被保険者資格を新たに取得したことが確認できる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人は、昭和44年12月1日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年1月22日に資格を喪失していることが確認できる。ところ、社会保険事務所は、同年4月25日に当該事業所に係る厚生年金保険の適用事業所の取消処理を行っており、同処理に伴い、適用事業所になった日に被保険者資格を取得した申立人を含む25名は、全員同年4月27日付けで資格取得の取消処理が行われている上、当該取消処理以前に資格喪失となっている申立人及びほかの元同僚の計4名は、同日付けで資格喪失の取消処理も行われている。

また、A社が適用事業所となった昭和44年12月1日に厚生年金保険

の被保険者資格を取得した者は申立人を含め 25 名確認できるところ、サンプル調査した 7 名のうち 4 名は、「当該事業所が再度適用事業所になった 46 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得しているが、それまでの間も継続して勤務していた。」と供述している上、ほかの 1 名は、「当該事業所が再度、厚生年金保険の適用事業所になる頃まで継続して勤めていた。」と供述している。

さらに、上記サンプル調査した 7 名のうち 3 名は、「当該事業所が適用事業所でなくなった後、再度適用事業所になるまでの期間についても、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

加えて、元同僚は、「当時、同社は厚生年金保険料の滞納があり、厚生年金保険料が納付不能になったことから、社会保険事務所に『厚生年金保険の適用を取り消してほしい。』とお願いに行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、遡及して当該事業所の厚生年金保険の適用事業所の取消処理を行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格取得日は、当該事業主が当初社会保険事務所に届け出たとおり昭和 44 年 12 月 1 日、資格喪失日は、当該事業所に係る被保険者名簿に記載されている 45 年 1 月 22 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における被保険者記録が取り消される前の昭和 44 年 12 月の社会保険事務所の記録から、4 万 5,000 円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月 22 日から同年 5 月 20 日までの期間については、上記サンプル調査した 7 名の元同僚は、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の当該期間の勤務実態について確認できない。

また、厚生年金保険の適用事業所として取り消される前の A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月20日から同年5月1日まで
② 昭和60年3月31日から同年4月1日まで
③ 昭和63年10月1日から同年12月1日まで

私は、昭和33年4月1日にB社（現在は、C社）に入社し、63年7月末日に退社するまで継続して同社に勤務した。申立期間①については、入社内定後の32年11月に「D丸」に実習生として乗船し、船員保険に加入となっているが、船員保険の被保険者資格を喪失後、同社E営業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間が厚生年金保険に未加入とされていることは納得できない。また、申立期間②について、A社は、当時、B社の子会社であり、異動時の1か月が未加入とされていることに納得できない。申立期間③は、F社（現在は、G社）から子会社のH社に移籍したものであり、継続して勤務していたので厚生年金保険の加入期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社からB社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の加入記録及びC社保有の社会保険台帳により、昭和60年4月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和60年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は、当時の資料は無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和60年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、C社が保有する「昭和62年度永年勤続表彰者名簿」により、申立人が昭和33年4月1日に当時のB社に入社したことが確認できる。

しかしながら、C社が保有する、申立人に係る社会保険台帳の厚生年金保険の「最初の資格取得年月日」欄には、昭和33年5月1日に被保険者資格を取得した旨が記載されている上、申立人のB社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、同日が厚生年金保険の被保険者資格取得日として記載されている。

また、申立人と同期入社で、申立人と同様に入社前からB社の船に実習生として乗船し、下船後に同社E営業所に配属となった元同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日も、申立人と同日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、H社の当時の事業主は、「申立人は、事業所設立当時から専務として勤務していた。」と供述している上、当該事業所の閉鎖登記簿では、昭和63年9月20日の設立当時から役員として記載されていることが確認できることから判断すると、申立人は、当該期間当時、H社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年12月1日であり、当該期間は適用

事業所になる前の期間である。

また、当該期間当時の事業主は、「申立人に係る厚生年金保険料の控除や届出については、当時の資料が無く不明である。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成16年7月28日、同年12月28日、17年7月28日、同年12月28日、18年7月28日、同年12月28日については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、16年7月28日は40万円、同年12月28日及び17年7月28日は38万9,000円、同年12月28日及び18年7月28日は38万円、同年12月28日は37万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月1日から57年5月1日まで
② 昭和58年1月から同年12月まで
③ 昭和59年1月から同年6月1日まで
④ 昭和59年6月1日から60年10月30日まで
⑤ 昭和60年10月30日から63年1月16日まで
⑥ 平成5年8月31日から11年10月1日まで
⑦ 平成11年10月1日から13年10月1日まで
⑧ 平成14年9月1日から16年9月1日まで
⑨ 平成17年9月1日から18年7月1日まで
⑩ 平成15年7月28日
⑪ 平成15年12月28日
⑫ 平成16年7月28日
⑬ 平成16年12月28日
⑭ 平成17年7月28日
⑮ 平成17年12月28日
⑯ 平成18年7月28日
⑰ 平成18年12月28日

私は、B社に昭和56年5月から1年半ぐらい勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間が5か月しかないことはおかしい。C

社には、58年1月からD（職種）として1年以上は確実に勤務し表彰もされた。厚生年金保険にも加入していたはずである。

また、E社には、昭和59年1月に入社したにもかかわらず厚生年金保険の加入が同年6月からと記録されている。Fグループの会社には60年10月からのG社を皮切りに25年継続して勤務したのに、申立期間⑤の27か月とH社後の申立期間⑥の74か月が未加入とされているので、調査の上、厚生年金保険の加入期間と認めてもらいたい。

さらに、E社に勤務していた当時、D（職種）の中ではトップの成績だったので、毎月最低でも50万円以上の収入を得ていた。A社に勤務していたときも年収は毎年1,000万円を超えていたので、標準報酬月額が62万円未満とされていることは納得できない。同社では賞与の支給が有り、平成15年から厚生年金保険料も控除されていたのに年金記録に反映されていないので訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間⑫から⑰までの期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給総額から、申立人のA社における当該期間の標準賞与額の記録を、平成16年7月28日は40万円、同年12月28日及び17年7月28日は38万9,000円、同年12月28日及び18年7月28日は38万円、同年12月28日は37万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は得られないが、事業主が当該期間の賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が複数回にわたりこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が当該期間の賞与額について届出をせず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、オンライン記録において、申立人のB社における厚生年金保険の加入記録は、資格取得日が昭和57年5月1日、資格喪失日は同年10月20日となっているところ、申立人は、当時、勤務地周辺にあった大規模な火事について記憶していること、及び元同僚の

証言から、当該事業所に当該資格取得日以前から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、「同社は、1年くらいの見習期間があったと思う。すぐには正社員とはしなかった。」、「入社から正社員となる期間は、従業員によって異なっていた。」と供述している。

また、当該事業所の当該期間当時の経理担当者は、「従業員からの保険料控除額と社会保険事務所からの請求額を毎月突合していたので、加入届を提出していない者から保険料を控除することは絶対無い。」と供述している上、当該事業所は、当時の資料が無いため、申立人の勤務期間、保険料控除等について不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②については、申立人と同じD（職種）グループの班長として申立人が氏名を挙げた元同僚の証言から、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間当時の経理担当者は、「D（職種）の出入りが多かったので、入社後すぐ厚生年金保険に加入する者はいなかった。数か月の試用期間があったが、加入届出をしていない者から保険料を控除することはあり得ない。」と供述している。

また、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は、「資料が無いため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の届出については不明である。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、当該事業所で申立期間②における健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間③については、申立人は、「昭和 59 年 1 月から同年 6 月 1 日までの期間についてもE社に勤務していた。」と主張しているが、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではない上、当時の事業主に照会しても回答は得られず、複数の元同僚から聴取しても、申立人が勤務していたことは推認できるものの、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、元同僚の証言から、当時の従業員数は 60 名程度と思われるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 59 年 6 月 1 日当時の被保険者は 32 名、60 年 1 月 1 日当時の被保険者は 25 名であることが確認でき、厚生年金保険に加入していない従業員が存在していたと考えられる上、当時の給与担当者は「給与計算の際、従業員の中でも厚生年金保険料を控除する人と控除しない人がいた。」、「D（職種）の人は出入りが激しかったので入社してすぐ厚生年金保険に加入

入はしていなかったようだ。入社から加入までの期間も人によって違うと聞いたことがある。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、オンライン記録では、申立人のG社における厚生年金保険の加入記録は、被保険者資格取得日が昭和63年1月16日、資格喪失日は平成2年9月1日となっているところ、複数の元同僚の証言から、申立人は、当該事業所に当該資格取得日以前から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人のG社における雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致しており、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している2名及びその前後に資格を取得している6名共、雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日は一致していることから、当該事業所は、当時厚生年金保険と雇用保険の資格取得手続は同時に行っていたものと考えられる。

また、当該事業所の元事業主は、「グループ会社の厚生年金保険の手続等については本部で一括管理していたため、申立人の勤務期間や厚生年金保険の届出等については不明である。」と回答している。

一方、申立人が提出したI区長発行の昭和63年度「課税証明書」について、申立人は、「会社が給与支払報告書を区役所に提出したのは社会保険料を控除していたからである。」と主張しているが、給与支払報告書は、給与の支払いをする事業所が提出を義務づけられているものである。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑥については、Fグループ会社の会長及び複数の元同僚の証言から、申立人が当該期間において、Fグループ会社に継続して勤務していたことが推認できるとともに、申立人が保有する平成9年分及び11年分給与所得の源泉徴収票により、当該年にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、平成9年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料控除額は、当時の雇用保険料の金額にほぼ一致し、11年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料控除額は、同年における厚生年金保険加入期間の厚生年金保険料及び健康保険料に1年間の雇用保険料を加えた金額よりも低額であることから、当該期間の厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

また、当該期間は国民年金保険料の納付済期間であり、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付について、「私自身は手続をしていない。会社の担当者が行ったのではないか。」と主張しているが、申立人

と同様にFグループ内でH社からほかの事業所に異動したと申立人が述べている3名は、オンライン記録において、いずれも当該期間に厚生年金保険の加入期間が無く、3名のうち当時60歳未満であった元同僚は、「会社から国民年金に変えてくれと言われた。」と供述しており、当該元同僚も国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

8 申立人は、申立期間④及び⑦から⑪までの期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額、賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

9 申立期間④については、申立人は「毎月50万円以上の収入を得ていた。」と主張しているが、申立人のE社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額との齟齬はなく、不自然な訂正処理等が行われた形跡も無い上、当該被保険者名簿で申立人と同日及びその前後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している複数の男性従業員の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額である。

また、申立期間⑦から⑨までの期間については、申立人は「当時の年収からすると、厚生年金保険の標準報酬月額は、上限額の62万円であるはずである。」と主張しているところ、申立人が保有する平成12年11月及び15年1月の給与明細書及び平成13年分源泉徴収簿兼賃金台帳では、当該期間の標準報酬月額以上の給与が支給されていることは確認できる。

しかしながら、平成12年11月及び13年1月から同年10月までの各月の厚生年金保険料控除額8,510円は、当該期間の標準報酬月額9万8,000円に相当する保険料額と一致しており、15年1月の厚生年金保険料控除額4万3,375円は、当該期間の標準報酬月額50万円に相当する保険料と一致している。

また、平成15年3月及び16年5月の給与明細書の厚生年金保険料控

除額4万3,375円及び2万9,876円は、それぞれ標準報酬月額50万円及び44万円に相当する保険料額と一致する。

さらに、平成11年分及び13年分から18年分までの給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の控除額を検証すると、当時の標準報酬月額に相当する健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険料に雇用保険料を加えた額であり、そのうち平成16年から18年までは申立人が所持する賞与明細書の各控除額を加算した額にはほぼ一致する。

一方、申立期間⑧のうち、平成15年6月1日から同年9月1日までの期間については、給与明細書において控除が確認できる厚生年金保険料がオンライン記録における標準報酬月額（50万円）に見合う保険料額を超えているものの、当該期間の支給報酬額はいずれも43万円であり、オンライン記録上の標準報酬月額を下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間⑩及び⑪について、申立人は、「A社において、平成15年から18年まで年2回支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張しているが、同社の元同僚は、「私は、16年から18年までの年2回の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので第三者委員会に申立てを行い、記録が訂正された。15年には賞与の支払いは無かった。」と供述している上、当該事業所の元経理担当役員は、「15年は賞与としての支給は無かったと思う。16年から18年までは各年2度の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所には届出を行っていなかった。」と回答している。

さらに、事業主に照会しても回答は得られないため、当該期間について、申立人の主張するとおりの標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されたか否かについて確認できない。

このほか、当該期間において申立人の主張するとおりの標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、上記申立期間について申立人が主張するとおりの標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和43年4月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月21日から同年4月21日まで

私のA社での厚生年金保険の加入記録を見ると、昭和42年4月1日から43年3月21日までとなっているが、企業年金連合会の「裁定請求書」による私のB企業年金基金の加入記録では、43年1月1日から同年4月21日までとなっているので、資格喪失日について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主回答から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所（当時）の記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和43年3月21日となっているが、B企業年金基金及び企業年金連合会によれば、申立人の厚生年金基金の加入記録は同年1月1日から同年4月21日までとなっている。

さらに、A社の社会保険担当者は、「申立期間に係る厚生年金保険料を納付した。」と回答しており、当該担当者及びC健康保険組合担当者は、その理由として、「B企業年金基金及びC健康保険組合は同一事務所内にあり、各グループ会社からの届出を社会保険事務所への届出を含めて同時に処理しているため。」と回答しているが、同基金の届出書が、複写式でなかったとする事実も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 43 年 4 月 21 日に申立人が A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 43 年 2 月の社会保険事務所及び B 企業年金基金の記録から、2 万円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 3260

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社B事業所における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月2日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月16日から20年8月2日まで

私は、高等小学校二年卒業後、昭和18年7月にC市のA社B事業所に入社し、D(作業)をして、終戦直前の20年7月末まで在籍したが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿により、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の旧姓と同姓同名で、生年月日が同一の者が1名確認できるところ、当該事業所が保有している社員名簿及び「年金資格取得・喪失記録台帳」に記載されている申立人の記号番号が上記被保険者名簿及び台帳に記載されている厚生年金保険記号番号と一致していることから、当該被保険者名簿及び当該台帳は申立人の記録と認められる。

さらに、申立人の上記被保険者名簿及び台帳において厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、昭和19年6月1日と記載されているが、喪失日が記載されておらず、オンライン記録においても厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年10月1日と記録されているが資格喪失日が記録されていないことが確認できるものの、A社から提出された社員名簿には、退職

年月日は 20 年 8 月 1 日と記載されていることが確認できることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は翌日と推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 18 年 7 月 16 日から 19 年 9 月 30 日までの期間については、厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）の施行に伴い、女子が同法の適用対象とされ、厚生年金保険料の徴収が開始される以前の期間であり、当時の労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）によれば、女子は同法における被保険者となり得ない期間である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年 8 月 2 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 事業所における上記厚生年金保険被保険者名簿の記録から、50 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年7月28日及び16年12月15日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月28日は22万3,000円、16年12月15日は24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月28日
② 平成16年7月9日
③ 平成16年12月15日

私の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間において賞与の支給がされたにもかかわらず年金記録に反映されていないことが判明した。調査の上、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③については、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書及びA社が保有する平成15年分及び16年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、当該期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額については、平成15年7月28日は22万3,000円、16年12月15日は24万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「当時の資料が無く不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与の支払いに係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された預金通帳及びA社が保有する平成 16 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、賞与の支給があったことは認められる。

しかしながら、事業主は、「当該期間における厚生年金保険料は控除していない。」と回答しており、上記源泉徴収簿によると保険料が控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張するとおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年7月2日から34年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を33年7月2日、資格喪失日に係る記録を34年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年4月1日まで

私は、昭和33年3月に中学校を卒業してすぐに、学校から紹介されたA社に就職し、34年3月まで勤務した。私と同じ中学校から一緒に同社に就職した元同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人と中学校の同級生で昭和33年4月に当該事業所に就職し、同じ業務に従事していたと証言する元同僚は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同年7月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、35年1月18日に資格を喪失していることが確認できる上、申立人から提出された、当該事業所において撮影したとされる写真において申立人が氏名を挙げた同学年の元同僚は、全員が33年7月2日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、当該事業所において、申立人と同時期に入社したほとんどの従業員は、厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年

7月2日から34年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の元同僚の標準報酬月額の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年7月から34年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和33年4月1日から同年7月1日までの期間については、申立人と中学校の同級生及び隣接する他中学校の卒業生で同年4月に当該事業所に就職し、同じ業務に従事していた同年代の複数の元同僚が、同年7月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから、当該事業所は入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3329

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から58年3月まで

私は、昭和49年3月に会社を退職後、夫が自営業者で国民年金の被保険者だったので、私も国民年金の加入手続をA市又はB市で行い、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の一部については、義姉と一緒に夫婦二人分の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、58年5月頃に払い出され、同時期、国民年金の加入手続を行ったことが推認され、加入時点において、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続はA市又はB市で行ったと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号欄には「C市」の印が押されている上、年金手帳交付時の住所欄にはC市在住時の住所が記載されていることから、申立人がA市又はB市において国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立期間は、108か月と長期間である上、申立期間の一部期間について、保険料と一緒に納付したとする申立人の義姉は既に亡くなっており保険料の納付状況について証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月から47年3月まで

私は、事業所に勤めているときに、社長から、「20歳になったら国民年金に加入した方が良い。」と言われ、A区B出張所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は同出張所で印紙を買い国民年金手帳に貼り、納付した。領収書は無いが、同手帳の昭和46、47及び48年の印紙検認台紙のページには検認の割り印が押してあるのに、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに、A区B出張所で国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳に記載された発行日及び申立人の前後の被保険者の納付記録から、昭和47年4月から同年7月頃までに申立人の元妻と連番で払い出され、同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、申立人の申述と相違する上、加入時点において、申立期間のうち少なくとも44年7月から45年3月までの国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時、A区B出張所で国民年金の印紙を購入し、保険料を納付したと申述しているが、同区は、昭和44年7月から45年3月までは区職員による集金が行われており、同年4月以降は納付書による納付方法に変更したと回答しており、同区における申立期間当時の保

険料の納付方法は、申立人が申述する方法とは異なっていることから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年7月までの期間及び51年12月から52年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年7月まで
② 昭和51年12月から52年6月まで

私の国民年金は、昭和46年9月頃に姉がA区役所で加入手続を行い、45年10月から46年7月までの国民年金保険料をまとめて納付し、その後国民年金手帳を私に渡してくれた。また、51年12月から52年7月までは失業保険を受給していたので、自分で保険料を納付しているはずであり申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和46年9月頃、姉が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の姉は、申立人の国民年金の加入手続の時期、納付先、納付金額等を具体的に記憶していないため、申立人の国民年金の加入手続状況及び申立期間①の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳に発行日が昭和46年9月3日と記載されており、同日に申立人の加入手続が行われたものと推認されるところ、国民年金被保険者の資格取得日が当初44年4月6日と記載されており、加入手続を行った時点では、同年4月から申立期間①の一部を含む46年3月まではA区で現年度保険料を納付することはできない期間であった。

さらに、A区の保管する申立人の国民年金索引票によれば、申立期間①に係る国民年金被保険者の資格喪失日である昭和46年8月18日は厚

生年金保険の記録が確認された同年12月28日に資格喪失処理が行われたことが記載されていることから、申立期間①は少なくとも同日以降に国民年金被保険者期間として確定したものと推認され、申立人が主張する加入手続時点で一括納付することは想定し難い。

- 2 申立期間②については、申立人は昭和49年3月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより国民年金の被保険者資格を喪失しているため、国民年金保険料を納付するためには、A区において国民年金被保険者の資格取得の手続を行う必要があったが、申立人は同区で国民年金の加入手続を行った記憶は無いと述べている上、保険料の納付方法、納付金額等を記憶していないため、申立期間②に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、戸籍謄本により、申立人は申立期間②中の昭和52年3月*日に婚姻したことが確認できることから、申立人の所持する国民年金手帳には、婚姻後の氏名変更及び住所変更がB市に転入した55年10月に行われており、申立期間②の保険料納付の前提となる国民年金の諸手続が申立期間②当時に行われた事情はうかがえない。

- 3 オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から60年3月までの期間及び平成元年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から60年3月まで
② 平成元年4月から同年6月まで

私は、昭和40年中頃から平成3年頃まで病気のため入退院を繰り返していたが、退院をした際に国民年金保険料をその都度まとめて納付していた。申立期間の保険料は全て納付していたはずなので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、57か月と長期間であり、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿においても未納と記録されており、特殊台帳及びオンライン記録とも一致している。

また、申立人は、国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付金額を具体的に記憶していないため、申立期間①の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は当時同居をしていた義姉と一緒に保険料を納付したことがあると述べているところ、義姉の記録は申立期間①について未納及び未加入期間が散見され、同記録からは、申立人の申立期間①の保険料を納付していたことの事情を見いだすことはできない。

2 申立期間②については、オンライン記録によれば、申立期間②直前の昭和63年7月から平成元年3月までの保険料が2年5月9日に一括で過年度納付された後、申立期間②直後の元年7月から3年3月までの保険料が、同年8月27日に一括で過年度納付されたことが確認できるこ

とから、当該納付を行った同年8月の時点では、申立期間②の保険料は時効により納付することができなかった事情がうかがえる。

- 3 申立期間①及び②について、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から12年3月までの国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年10月から12年3月まで

私が20歳になったとき、父から国民年金の加入を勧められ、母が加入手続を行って国民年金保険料を納付した。私は、当時大学生であったため、申立期間の保険料は母が納付していたか、あるいは保険料の免除申請を行っていたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金諸手続及び国民年金保険料納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は、保険料を1回は納付したが、その後、保険料は納付せず、申立人に後のことは自分で決めて区役所に行くよう指示したと述べている。

また、申立人は、「保険料の免除申請をするかどうか考えたが申請していないかもしれない。」と述べており、申立期間の保険料の免除申請が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付又は保険料が免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書、保険料免除申請書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成9年1月の基礎年金番号導入後であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後であり、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料は、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3334

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 63 年 3 月に専門学校を卒業し、同年 4 月から A 事業所に就職をした。3 か月の試用期間後に正式採用となったので、国民健康保険の切替手続のため同年 7 月に B 市役所 C 支所に行った際、窓口の職員から申立期間の国民年金保険料が未納であることを教示されたので、手持ちのお金でその日のうちに同窓口で保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 63 年 7 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 1 月 26 日に社会保険事務所（当時）から B 市に払い出された手帳記号番号の一つであることから、申立人の加入手続は同日以降に行われ、この際、専門学校を卒業後の強制被保険者となる昭和 63 年 4 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、加入手続の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は年金手帳の交付時期、申立期間の保険料の納付方法及び納付金額を具体的に記憶していないため、申立期間の国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から57年3月まで

私の国民年金は、昭和57年8月頃、A市役所で夫が加入手続を行い、同年4月からの国民年金保険料を納付した。その時、同市役所の職員に申立期間の保険料をまとめて納付すれば、将来、年金を満額受け取ることができると言われ、申立期間の保険料13万2,240円を一括で納付したはずなので、申立期間の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が昭和57年8月頃に国民年金の加入手続を行い、その際、54年6月から57年3月までの国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿において国民年金の加入手続が同年12月7日に行われたことが記録されており、この時点で、申立期間のうち55年9月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、同被保険者名簿の検認記録によれば、昭和58年度の保険料が58年4月に前納されたことが記録されており、同年4月頃までに57年度及び58年度の国民年金保険料合計13万910円が納付されたと推認できるものの、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録とも一致していることから、申立人が一括納付したとの主張はこの時の納付の記録であると考えられる。

さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料をA市の窓口で一括納付したと述べているが、同市保険年金課は、当時、過年度保険料を市の窓口で扱うことはなく、過年度保険料の納付書の交付は社会保険事務所（当時）に依頼していたと回答している。

加えて、申立期間は 34 か月と長期間であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3336

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、平成7年11月に国民年金に加入したが、専門学生であったため母が国民年金保険料の免除申請を行い、8年3月までは申請免除期間とされているが、申立期間については保険料の免除申請をしたのに申請免除期間とされていないので、調査の上、申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録において平成7年11月から8年3月までの期間が国民年金保険料の申請免除期間として記録されているところ、同年4月から9年3月までの申立期間についても、申立人の母が免除申請を行ったと主張しているが、申立期間についての免除記録は確認できない。

また、申立人は免除申請手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び免除申請手続を行ったとする申立人の母からは、免除申請手続及び免除承認結果について具体的な供述が得られず、申立期間の免除申請の手続状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料（免除申請書、免除承認通知等）は無い上、オンライン記録によれば、平成9年7月7日及び10年7月7日に納付書作成記録があることから、申立期間の保険料が免除されていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3337 (事案 1681 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 59 年 2 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 59 年 2 月から同年 9 月まで

私は、昭和 60 年頃 A 郡 B 町 (現在は、C 市) の役場の職員が来訪し、今、国民年金保険料を 20 万円納付すれば、年金が支給されるようになると説明され、納付した。前回の申立てにより、一部期間については記録が訂正されたが、申立期間①及び②の記録が訂正されなかったことは納得できないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 39 年 5 月 8 日の時点では、37 年 3 月以前の期間は時効により納付できない上、申立人が納付したと主張する 60 年以降においては特例納付期間中ではなく、国民年金保険料を納付することができないこと、ii) 申立期間②については、申立人の妻の納付記録も未納となっていること、iii) 保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無いことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報は提出されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から61年3月まで

昭和50年6月頃に、父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、町内の納税組合を通じて納付してくれていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年2月に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つである上、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には「61.4.17 資格取得受付」と記載されていることから、申立人は同年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人の主張とは相違している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父は、加入手続及び保険料額についての記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 から 56 年 1 月 まで

私は、昭和50年11月に結婚してA市に転居した際「国民年金の保険料を納付するように」との通知が届いたので、同年9月から同年11月までの国民年金保険料は遡って納付し、同年12月から51年3月までの保険料はまとめて納付した。

また、昭和51年度からはB銀行C支店で毎年1年度分ずつまとめて保険料を納付し、その年額は1万3,200円だったことを記憶しているのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、昭和56年2月28日にA市において国民年金に任意加入していることが記載されており、オンライン記録及びA市の保管する被保険者名簿とも一致していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3340

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から2年12月まで

私は、厚生年金保険の適用会社を退職してから年金加入期間に空白期間ができてしまったため、母がA市役所B支所に相談に行ったところ、窓口の男性職員から、「2年以内なら大丈夫です。」と言われ、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付したのに未納とされているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により平成4年12月10日にC社会保険事務所（当時）からA市に払い出された2,000件の番号のうちの一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日及び第1号被保険者の過年度保険料納付日により、申立人は5年2月に国民年金の加入手続を行ったものと推認される上、オンライン記録により、3年1月から同年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人はこのとき同年1月以降の2年分の保険料を遡って納付したものと考えられる。

また、申立期間は加入手続を行った平成5年2月時点において納付の時効が到来しており、制度上、保険料を納付することはできず、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の母の申述は明確ではなく、申立期間の保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 30 日から 57 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 8 月に A 社に入社し、56 年 12 月末日まで継続して勤務した。給与は月末払の月給制であり、同年 12 月分の給与も同年 12 月 31 日に郵便局に預け入れており、同日まで勤務していたことは間違いない。それにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主（申立人の長兄）は、申立人に対して「昭和 56 年 12 月末日で退職してくれと伝えたかどうか記憶が無い。」と供述している上、事業主及び顧問先の税理士事務所は、「当時の厚生年金保険に係る関係資料は保存していない。」と供述していることから、申立人が 56 年 12 月 31 日まで勤務していたことを確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた当時の取締役（申立人の次兄）は、「申立期間当時、私は工場を担当しており、経理には関与していなかったため、申立人の当時の社会保険等の状況は不明である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
② 昭和 43 年 8 月 1 日から同年 11 月 20 日まで
③ 昭和 44 年 6 月 20 日から 45 年 5 月 1 日まで
④ 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで
⑤ 昭和 48 年 1 月 26 日から 49 年 1 月 26 日まで
⑥ 平成元年 2 月 24 日から 11 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月から 43 年 7 月末日まで、同年 8 月から 44 年 6 月 20 日まで及び同年 6 月 20 日から 46 年 2 月末日までの期間、それぞれ A 区 B の C 社（D 社が E（作業）の営業許可を取得するために設立した会社）、F 社及び G 社に正社員として勤務していた。

また、46 年 3 月 1 日から 49 年 1 月 26 日までは、H 市 I（当時）の J 社に正社員として勤務し、62 年 2 月 21 日から平成 11 年 2 月末日までは、H 市 K（当時）の L 社に在籍し、M 社に出向していた。

これら 5 か所の事業所に勤務したが、いずれも申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C 社は昭和 43 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の大部分は、適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚 2 名は、「申立人がいつからいつまで勤務していたかは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間について特定できない。

さらに、上記元同僚 2 名は、オンライン記録により、いずれも D 社及

びC社において厚生年金保険の被保険者資格を有するものの、その間に約4か月の欠落期間が確認できるところ、いずれも「両社は同じ会社であり、両社に継続して勤務していた。」と供述している。

加えて、D社において、当時、現場責任者であった元同僚は、「D社及びC社において厚生年金保険の被保険者でなかった期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が同期入社として氏名を挙げた元同僚2名の証言により、申立人は、F社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元同僚2名は、オンライン記録により、いずれも申立人と同様に申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、当該事業所では、申立期間②当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所は、「当時の関係資料が無く、申立人の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③及び④については、申立人が氏名を挙げた元同僚2名の証言により、申立人は、G社に勤務していたことは推認できる。

しかし、G社は、昭和45年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となった後、同年11月1日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間③及び④は当該事業所が適用事業所ではない期間である。

また、上記元同僚2名は、オンライン記録により、いずれも申立人と同様に申立期間③及び④に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有していないことが確認できる上、ほかの元同僚1名は、「同社は、D社が倒産した後に残った社員が作った会社であるが、経営がうまくいかずに短期間で倒産した。」と供述している。

さらに、G社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主からの調査協力が得られなかったことから、申立人の申立期間③及び④の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③及び④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑤について、申立人は、当時の元同僚の氏名を記憶していな

いため、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間⑤に厚生年金保険の被保険者資格を有する9名を調査したところ、回答があった5名のうち4名は、申立人のことを記憶していたものの、勤務期間について具体的な証言を得ることができない。

また、J社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主からの調査協力が得られないことから、申立人の申立期間⑤当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 申立期間⑥については、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和62年2月21日にL社に入社し、平成元年2月23日に離職していることが確認でき、オンライン記録と符合する。

また、L社は、申立期間中の平成3年7月11日に経営実態が確認できないことから職権により厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当時の事業主は、「当社は、平成3年7月に倒産し、当時勤務していた従業員は全員解雇した。また、当時の関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が出向していたとするM社は、「申立人は、当社が業務委託したL社の従業員で、当社で仕事をしていたが、徐々に出勤しなくなった。会社は倒産したと記憶している。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間⑥における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 29 日から 63 年 5 月 1 日まで
私は、A社の経営するB事業所で、昭和 62 年 12 月から土日だけC（職種）を務めたが、同年 12 月 28 日に前の勤務先を退職し、同年 12 月 29 日からフルタイム社員のC（職種）として同社に勤務した。同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、昭和 63 年 5 月 1 日となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 63 年 5 月 1 日にA社において被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、申立人と同じC（職種）であった元同僚二人は、「A社に入社してから、相当期間経過後に厚生年金保険に加入させてもらった。厚生年金保険に加入するまでの間は、国民年金保険料を納付していた。」と供述しているところ、オンライン記録により、いずれも、同社の入社日から厚生年金保険に加入するまでの期間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できることから、当該事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の関係書類の所在は不明であることから、申立人の申立期間当時における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から30年10月1日まで
私は、昭和29年1月1日にA社（現在は、B社）に入社し、C（職種）としてD（作業）に従事し、30年9月末まで継続して勤務した。この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、29年1月1日から、私が同社を退職した30年9月末までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の同僚として36名の氏名を挙げているが、姓のみの記憶のため個人を特定できないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する36名を調査したところ、このうち7名は既に死亡しており、残りの29名は所在不明であることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、B社は、「当社は、平成元年に事業所を移転したときに書類を処分し、現在、申立期間当時に勤務していた者も在籍していないため、当時の状況については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該被保険者名簿において、昭和27年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の次に資格を取得した者の取得年月日は40年10月1日であることが確認できることから、当該事業所では、申立期間を含めて約13年間にわたって資格取得の届出を行っていないと認められる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3267

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 11 月 1 日から 37 年 5 月末日まで A 事業所 B 事務所 C 営業所に継続して勤務していた。申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D（機関）E 部から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間に臨時雇用員及び試用員として A 事業所 B 事務所 C 営業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 事業所は、「規定」により、38 年 10 月 1 日から継続的雇用を前提とする臨時職員を厚生年金保険の被保険者とする取扱いを開始しているところ、A 事業所 B 事務所が厚生年金保険の適用事業所になったのは同年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、D（機関）は、「昭和 38 年 9 月以前の臨時雇用員や試用員については、当時、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、臨時雇用員及び試用員は、昭和 40 年 10 月に導入された準職員制度の制定により共済組合員の資格取得が可能となっているが、申立期間は、資格取得が可能になる前の期間である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 8 月 1 日まで

私は、給与が下がった経験が一度も無いにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額（30 万円）が直前の標準報酬月額（32 万円）を下回っていることは納得できない。申立期間直後の標準報酬月額（34 万円）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事台帳（A社交付）により、申立人は申立期間前の昭和 55 年 4 月にB社（現在は、A社）C支店D主任としてのE（作業）の業務から、同社C支店F課主任に異動していることが確認できるところ、申立人は、「申立期間当時、E（作業）勤務からデスクワークに業務が変更になったが、給与は変わらなかった。」と供述している。

しかし、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の関係資料を保存していない。」と回答していることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか否かについて確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記録は、申立期間当初の昭和 55 年 10 月 1 日の定時決定により 30 万円となり、申立期間期末の 56 年 8 月 1 日の随時改定によって 34 万円に改定されていることが確認できるところ、記録を訂正している形跡は認められず、社会保険事務所（当時）の記録管理に不自然さは認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで
私の父は、高等小学校卒業後にA社に入社し、退職するまで継続して勤務し厚生年金保険料を給与から控除されていた。A社において同社B工場から同社C工場へ転勤した際の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているので、申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場で厚生年金保険被保険者の資格を取得している複数の元同僚が「申立人のことを知っている。」と供述している上、そのうち1名は、「申立人は、自分の代わりに昭和20年11月にC工場に転勤した。」と供述していることから、申立人は同社B工場に同年10月まで勤務し、その後、同社C工場に異動したことは推認できる。

しかしながら、A社C工場で厚生年金保険被保険者の資格を取得している15名に文書で照会し11名から回答が得られたが、申立人を知っている者はおらず、申立人の申立期間における同社C工場での勤務実態等を確認することはできない。

また、A社B工場の複数の元同僚は、「同社B工場は、終戦直前の空襲で全焼したため、男子従業員は、昭和20年11月頃から順次、同社のほかの工場に移った。」と供述しているところ、同社B工場及び同社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人とほぼ同時期の20年11月14日に同社B工場で資格を喪失し、申立人と同じ21年4月1日に同社C工場で資格を取得した者がいることが確認できる上、申立人及び当

該元同僚は、いずれも同社C工場での資格取得時に、新たな厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、A社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の申立期間における勤務の有無及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、ほかに申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月から41年2月まで

私は、昭和34年2月にA事業所からB事業所（現在は、C（機関））へ出向し、41年2月までD（地名）に勤務したが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一方、私の後任者にはD（地名）での勤務期間の加入記録があり、同様の業務をしながら私に加入記録が無いことは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C（機関）から提出された申立人の人事記録により、申立人は、申立期間においてB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C（機関）は、「設立以来の厚生年金保険被保険者の資格取得届及び喪失届を保管しているが、申立人に係る届書は見当たらないことから、申立てどおりの資格取得及び喪失に関する届出を行わなかった。」と回答している。

また、C（機関）は、「当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の関連資料は保管していない。」と回答している上、複数の元同僚に照会しても、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られず、保険料の控除状況は不明である。

さらに、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を縦覧しても、申立期間において資格を取得した被保険者の中に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 4 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで
② 昭和 18 年 10 月 1 日から 19 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 21 年 6 月 1 日から 23 年 10 月 1 日まで

私の夫は、A社又は船舶運営会を船舶事業主とする船舶である「B丸」に昭和 17 年 4 月から 18 年 8 月まで、「C丸」に同年 10 月から 19 年 11 月まで、及び「D (船名)」に 21 年 6 月から 23 年 9 月まで乗船し、それぞれ船員保険に加入していた。申立期間の船員保険の加入記録が全て無いとする年金事務所の回答に納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、「船舶運営会喪失船舶一覧表 (昭和 23 年 11 月現在)」により、B丸は、A社から船舶運営会に供出された船舶であり、「戦時加算該当船舶名簿」により、当該船舶は、昭和 16 年 12 月 8 日から 18 年 5 月 12 日まで期間、戦時加算区域を航行していたことが確認できる上、元同僚の証言により、申立人は、申立期間に当該船舶に乗船していたことは推認できる。

しかし、上記元同僚は、「私がB丸に乗船した昭和 17 年 11 月において、申立人は同船に乗船しており、E (作業) をしていた。このとき、申立人は軍属であり、船員ではなかったと記憶している。」と証言しているところ、申立人が軍属であった場合、申立期間は旧令共済組合に加入していた期間であると推認され、船員保険に加入していなかったと考えられる。

さらに、A社のB丸に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、「船舶運営会喪失船舶一覧表（昭和23年11月現在）」、「運航船舶一覧表（昭和24年8月1日現在）」、「船舶運営会使用船一覧表（五十音順）」及び「戦時加算該当船舶名簿」において、C丸及びD（船名）の船舶名は確認できない。

また、日本年金機構F事務センターにおいて、船舶名ごとに管理されているA社に係る船員保険の記録においても、C丸及びD（船名）の船舶名は確認できない。

さらに、A社を合併したG社は、「昭和17年から24年においては、全所有船舶を船舶運営会に供出しており、当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間②及び③当時の船員保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 7 月 5 日まで
② 昭和 39 年 4 月 5 日から 40 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 日にA社（同年 12 月にB社、40 年 7 月 1 日にC社に社名変更。）に入社し、41 年 7 月 20 日に退社するまで継続して勤務し、この間、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものの、入社後 15 か月間及び 39 年 4 月 5 日から 40 年 7 月 1 日までの 15 か月間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。B社及びC社に勤務したときの源泉徴収票も提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間①にA社及びB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得している元同僚 12 名のうち、所在が確認できた7名に照会した結果、全員が、「資格取得日以前から当該事業所に勤務していた。」と証言している上、そのうち2名は、「病気で入院することになったため、会社が急いで厚生年金保険に入れてくれた。」、「会社の慰安旅行先で骨折し、それを契機に厚生年金保険に加入した。それまでは厚生年金保険に入っていなかった。」とそれぞれ供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、

事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された昭和 39 年分及び 40 年分の給与所得の源泉徴収票において雇用期間の記載が無いことから、申立人が申立期間②において B 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、昭和 39 年分の給与所得の源泉徴収票において控除されている社会保険料の金額は、B 社における同年 1 月から同年 3 月までの 3 か月間の社会保険料額に、また、40 年分の給与所得の源泉徴収票において控除されている社会保険料の金額は、C 社における 40 年 7 月から同年 12 月までの 6 か月間の社会保険料額にそれぞれ符合することから、申立期間②において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

また、B 社は昭和 39 年 4 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後、C 社に社名を変更し、40 年 7 月 1 日に改めて厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②はいずれの会社も適用事業所ではない。

さらに、C 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 6 日から 37 年 3 月 1 日までの期間のうち約 5 か月
② 昭和 37 年 9 月 26 日から 39 年 1 月 10 日までの期間のうち約 15 か月

私は、申立期間①のうち約 5 か月は A 県にあった B 事業所に、申立期間②は C 区 D にあった E 事業所、F 市にあった G 社及び H 区に本社があった I 事業所に、それぞれ約 5 か月勤務した。しかし、これらの期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当時の状況を詳細に供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立期間①に B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、A 県内に B 事業所及びこれに類似する名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、「当該事業所で、実兄及び元同僚と一緒に働いた。」と主張しているが、二人共申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②のうち、E 事業所に勤務していたとする期間については、申立人は、当時の状況を詳細に供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立期間②に E 事業所に勤務していたことは推認でき

る。

しかし、J法務局K出張所から提出された閉鎖登記簿謄本により、申立期間②当時、「L事業所（昭和36年9月1日設立）」という名称の事業所が、申立人が事業所の所在地として主張するC区M（当時）に所在していたことは確認できたが、申立人が覚えていた事業所とは一致しない。

また、オンライン記録では、E事業所及びこれに類似した名称の事業所は、申立期間②に厚生年金保険の適用事業所としては確認できない。

さらに、申立人は、「当該事業所の従業員は、社長と私だけであった。」と供述していることから、申立期間②当時、旧厚生年金保険法に基づく厚生年金保険の強制適用事業所の適用要件である「常時5人以上の従業員」はおらず、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていなかった可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②のうち、G社に勤務していたとする期間については、申立人は、事業所の所在地や業務内容を詳細に供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立期間②にG社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚3名のうち1名は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同姓の者が確認できるものの所在が不明であり、ほかの2名は、上記名簿において氏名が確認できないことから、申立人の申立期間②当時の雇用実態について確認できない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、元事業主は、「貸金台帳等、当時の関連資料は処分して残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間②当時における保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は「当該事業所で、実兄と一緒に働いた。」と主張しているが、実兄の厚生年金保険の被保険者記録に申立期間②の記録は無い。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間②のうち、I事業所に勤務していたとする期間については、

オンライン記録では、H区又は隣接するN区に申立人の主張するI事業所、O事業所、P事業所という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は「当該事業所で、実兄と一緒に働いた。」と主張しているが、実兄の厚生年金保険の被保険者記録に申立期間②の記録は無い。

さらに、申立人は、「当時、居住していたQ市から直接現場に行っていた。」と供述していることから、Q市R区に所在するS社（申立期間後の昭和39年11月1日に適用事業所となっている。）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 26 日から 58 年 9 月 16 日まで
私は、昭和 57 年 3 月 1 日から 58 年 9 月 15 日まで、A 社（現在は、B 社）C 支社に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 社 C 支社から提出された申立人に係る「名簿リスト」（昭和 58 年 4 月 30 日作成）には、退職年月日が 57 年 9 月 25 日と記録されている上、雇用保険の加入記録により、申立人は A 社 C 支社を同日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者原票の資格喪失日と符合する。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないため、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する元同僚 20 人のうち、所在が判明した元同僚 5 人に照会したところ、3 人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

さらに、B 社 D 部は、「当時の関係書類は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない上、E 健康保険組合は、「申立期間当時の記録は、保存期間経過のため保管していない。」と回答しており、健康保険料の控除から厚生年金保険料の控除の実態を調査することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 19 日から 50 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 8 月から 50 年 9 月末日まで A 社に勤務した。この期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、申立期間の各月の給与総支給額よりも低い金額となっている。申立期間の給与明細書を提出するので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から7年10月1日まで

私は、A市に所在するB社に平成2年12月1日から7年9月末日までの約5年間継続して勤務したにもかかわらず、社会保険庁（当時）から届いた被保険者記録照会回答票をみると、この間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間当時、給与は固定給 25 万円で、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A市にB社という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、「日本人の正社員は自分だけで、元同僚は外国人で帰国していて連絡が取れない。」と供述している上、雇用保険の加入記録が無いことから、申立人のB社における勤務実態について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、B社の元事業主は、昭和 50 年 7 月 19 日から平成 20 年 7 月 25 日までの期間について、国民年金の被保険者であり、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、元事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3277

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から同年 7 月まで
私は、昭和 44 年 1 月から同年 7 月まで A 社に継続して勤務し、B（職種）をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の元同僚は、「申立期間当時、6 か月の試用期間があった。」とそれぞれ供述しており、そのうち一人は、「B（職種）については、高い技術を持っているか、妻帯者で長期間の勤務を見込める者でない限り、最初から厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、申立人は、申立期間当時、独身であったと供述している。

また、事業主からは協力を得ることができず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3278

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 32 年 2 月 21 日まで

私は、A 中学校の推薦により、B 区に所在していた、社会保険が完備されていると聞いていた C 事業所に就職し、昭和 30 年 4 月から 32 年 2 月 20 日まで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、B 区に C 事業所という名称の事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局においても上記名称の事業所の商業法人登記は確認できない。

また、申立人は、C 事業所における事業主、元上司及び元同僚の氏名は覚えていないと供述しており、事業主等に聞き取り調査を行うことができないことから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、オンライン記録により、B 区において、名称が類似する D 社が適用事業所として確認できるところ、当該事業所の事業所別被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 47 年 9 月 1 日から 49 年 5 月 10 日まで

私は、申立期間においてA社及びB社にC（職種）担当として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出されたA社社内報において申立人の氏名が確認できること、及び元同僚の証言により、申立人は、申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社で総務関係の事務を担当していた者は、「C（職種）は、希望する人又は課長以上の管理職を厚生年金保険に加入させる取扱いだった。」と供述している。

また、上記社内報で氏名が確認できるほかの元同僚3名は、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、別の元同僚2名は、「当時、試用期間のようなものがあり、2か月から3か月くらいの期間、厚生年金保険に加入していなかった人がいたかもしれない。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人から提出されたB社の辞令及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間②において同社に勤務してい

たことは確認できる。

しかし、申立人が記憶している元同僚は、上記社内報の昭和 48 年 4 月号及び同年 5 月号において氏名が確認できるものの、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月10日から23年5月1日まで
私は、昭和22年1月10日にA事業所に入社したが、入社日から23年5月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元上司2名について入社日と厚生年金保険への加入時期を調査した結果、2名ともA事業所への入社日と厚生年金保険への加入時期が異なっている上、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿から抽出した3名のうち回答を得た2名についても、入社日と厚生年金保険への加入時期が異なっていることから、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険へ加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

また、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料は不明である上、申立期間当時の事業主は所在を確認できないことから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
② 昭和 43 年 8 月 1 日から 46 年 2 月 9 日まで
③ 昭和 46 年 2 月 17 日から同年 9 月 11 日まで
④ 昭和 47 年 1 月 17 日から 49 年 3 月 1 日まで

私は、「年金加入記録のお知らせ」が送られてきて、初めて脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無く、脱退手当金という制度があったことすら知らなかったため、脱退手当金の請求をすることは無い。脱退手当金を支給したとするなら、いつ、どのような方法で支払ったか明確な証拠を出して頂きたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最後の事業所である A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額は、申立期間①から④までの全期間を対象として計算されており、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 49 年 7 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から47年7月まで
② 昭和51年8月から55年7月まで
③ 昭和55年10月から同年12月まで
④ 昭和56年1月から57年1月まで

私は、昭和27年11月から55年12月までA社に、56年1月から57年1月までB社に勤務し、営業の仕事に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与支給額より低額で記録されているので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①から③までの期間について、申立人から提出されたA社の昭和52年6月分、54年4月分、同年10月分及び55年7月分給料明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張どおりオンライン記録の標準報酬月額より高額であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確

認できる。

また、申立期間当時に当該事業所が加入していたC健康保険組合から提出された健康保険事業所別被保険者名簿によると、申立人に係る標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と比較して、同額又は低額で記録されていることが確認できる。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人に係る給料支給額及び保険料控除を確認することはできない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①から③までの期間において申立てどおりの標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間④について、申立人は、「当該期間において 38 万円ぐらいの給与を支給されていた。」として標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は、「申立人の当該期間当時の資料が残っておらず、保険料控除については確認することはできない。」と回答している。

また、当該期間当時、当該事業所に勤務していた元同僚に保険料控除について照会したところ、具体的な証言は得られず、申立人の当該期間における保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額の引き下げや遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

このほか、申立人が当該期間において申立てどおりの標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間④について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年9月1日まで

私は、昭和22年にA事業所（その後、B事業所に名称変更）のC事業所D（養成機関）に入り、25年に卒業後そのままA事業所のC事業所にE（職種）として勤務し、同年8月末まで在籍していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に勤務していたと思われる元同僚の具体的な証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、後継事業所であるF事業所は、「別事業体のため、申立人の在籍及び資料の引継ぎの有無については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、「D（養成機関）を卒業した後、すぐに当該事業所でE（職種）として勤務した。」と主張しているが、申立人のE（職種）籍についてG県H部に照会したところ、「申立人と特定できない。」としながらも、「免許申請時の住所が申立人の卒業したD（養成機関）の住所に一致し、申立人と同姓同名の者の免許登録日は、昭和25年10月6日である。」と回答があり、申立人が申立期間にA事業所においてE（職種）として勤務していたことが確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年8月15日から申立人が退職したとする25年8月末までの間に被保険者資格を取得した者の健康保険記号番号には欠番が無く、申立人の勤務を証言した上記元同僚の氏名も見当たらず、申立人の当該事業所での厚生年金保険の被保険者記

録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 8 月 1 日まで

私は、A社B工場のC（施設）に勤務した。厚生年金保険の被保険者記録では資格取得日が昭和 35 年 8 月 1 日とされているが、勤務開始日は、私が所持している厚生年金保険被保険者証に記載された資格取得日のおおりに 34 年 7 月 1 日であるので、調査して正しい資格取得日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 34 年 7 月 1 日からA社B工場のC（施設）に勤務した。」と主張している。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の人事記録等の関係資料は保管しておらず、申立人が申立期間において当社に在籍していたか否かは確認できない。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた元上司は既に死亡しており、元同僚として氏名を挙げた者についても、氏名の一部しか記憶していないことから個人を特定することができず、元同僚等に聞き取り調査を行うことができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、事業主から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失届」により、申立人は昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、36 年 9 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、当該資格記録はオンライン記録と一致する。

加えて、申立人はA社B工場において、昭和 34 年 7 月 1 日に初めて厚

生年金保険の被保険者になったとして、当時の厚生年金保険被保険者証（滅失により39年6月12日付けで再交付されたもの。）を提出しているところ、当該被保険者証の記号番号は、厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿により、申立人がA社B工場において35年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した際、払い出されたものであることが確認でき、当該資格取得日は同社B工場の厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の資格取得日と一致している上、上記被保険者名簿により、同社B工場において34年7月1日に資格を取得した被保険者の記号番号を確認したところ、申立人の所持する被保険者証に記載された記号番号とは大きく相違していることから、申立人の厚生年金保険被保険者証に記載された資格取得日は当該被保険者証を再交付する際に誤記入された可能性が考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 10 月 1 日から 48 年 9 月 20 日まで、A 協同組合に勤務していた。46 年 2 月 1 日から 48 年 9 月 20 日までの勤務期間については、退職一時金が支給されていることは承知しているが、それ以前の期間も勤務して共済組合に加入していたはずなので加入記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 10 月 1 日から 48 年 9 月 20 日まで、A 協同組合に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A 協同組合は、「昭和 58 年に一度解散したこともあり、当時の人事記録、賃金台帳等は残っていない。」と回答しており、申立人の農林漁業団体職員共済組合の加入状況について確認できない。

また、日本年金機構 B 事務センターは、「A 協同組合は、健康保険のみの適用事業所であったと思われる。」と回答している上、申立人が共済組合加入期間の相違について A 協同組合に照会したところ、同協同組合は、申立人に対し書面で「申立期間当時の元職員に問い合わせしたところ、当時は現場職員及び臨時職員については農林年金を掛けていなかったと言っており、申立人はそれに当てはまるのではないかと思う。」と回答している。

さらに、農林漁業団体職員共済組合から提出された「組合員資格新規取得届」及び「組合員資格喪失届」により、申立人は A 協同組合において、昭和 46 年 2 月 1 日に農林漁業団体職員共済組合員の資格を取得し、48 年

9月21日に資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における当該共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として、申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月30日から同年9月1日まで

私は、勤務していたA社を退職するに当たり、残っていた有給休暇を使用して、退職日が平成9年8月31日になるように会社側と協議した上で退職したのに、退職日が同年8月29日とされ、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年8月30日とされていることは納得できないので、調査して資格喪失日を同年9月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤務していたA社の上司と協議して、退職日を平成9年8月31日付けとすることで了解を得て退職した。しかし、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録が相違しているので、私の退職日である同年8月31日の翌日の同年9月1日に訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、同社が加入していたB健康保険組合（現在は、C健康保険組合）における申立人の健康保険被保険者の資格記録は、「平成9年8月30日資格喪失」と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日と合致することが確認できる。

また、同社はD社と合併し、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、D社は、「申立期間当時の資料は保存されておらず申立人の勤務実態等は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、同社は週休2日制を導入しており、平成9年8月30日は土曜日、同年8月31日は日曜日であり、土曜日及び日曜日は事業所が休みのため勤務していなかった。」と供述している上、

複数の元同僚に申立人の勤務期間について照会したが、申立人の退職日について具体的な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 18 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社から派遣されて、昭和 47 年 7 月 18 日から同年 11 月 30 日まで、B社が運航する「C丸」に乗船しD（職種）として勤務した。C丸に乗船する前には、同じB社が運航する別船舶の「E丸」に 45 年及び 46 年に乗船し、勤務した期間の船員保険の加入記録はあるにもかかわらず、申立期間の船員保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査してC丸における船員保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記載から、申立人は、申立期間において、B社が運航した「C丸」に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は「申立期間当時の書類等は、既に廃棄されており詳細は不明であるが、当時はD（職種）等の専門技能者は、派遣元の会社との委託契約により、当社に派遣されており、派遣社員の船員保険の取扱いについては、当社が直接乗組員として船員保険に加入させる場合と、その技能者の派遣元の会社が厚生年金保険に加入させる場合があったようである。申立人については、乗船する船舶ごとの委託契約内容により年金への加入の取扱いも異なっていたと思われる。」と回答している。

また、申立人がD（職種）として勤務していたA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、元事業主の親族は「当時の資料は無く、当該事業所における厚生年金保険の適用状況については不明である。」と供述している。

さらに、「C丸」に昭和 47 年 12 月 30 日から 48 年 3 月 25 日まで申立人と同じ派遣元会社から派遣され、D（職種）として乗船した者は、オン

ライン記録において、当該期間の船員保険の加入記録は無く、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 30 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 28 年 7 月 1 日から 30 年 6 月 30 日まで A 丸に乗船して、船員保険に加入していたはずなので、この期間の記録が欠落していることは納得できない。調査して船員保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において A 丸に乗船して、船員保険に加入していた。」と主張しているが、B 県は、「当庁で管理している漁船原簿によると、A 丸は昭和 39 年 8 月に新規登録され、船舶所有者は C 氏となっていることは確認できる。しかし、それより以前の記録に関しては、既に廃棄されており確認することができない。」と回答している上、申立人が氏名を挙げた元同僚は、船舶名の記載は無いものの、C 氏所有の船舶に係る船員保険被保険者名簿において船員保険被保険者であることが確認できることから、当該被保険者名簿は A 丸の被保険者名簿であることが推認できるところ、上記被保険者名簿において、当該船舶は昭和 39 年 8 月 5 日に船員保険の適用船舶となっており、申立期間は適用船舶になる前の期間である。

また、上記元同僚は、「C 氏は既に死亡している。また、申立人と一緒に A 丸に乗船していた時期は、船員保険が適用されるよりもっと以前であったと記憶している。」と供述している上、現在の船舶所有者の所在が特定できず、聞き取り調査ができないことから、申立期間に係る船員保険料の控除、船員保険の適用状況等について証言を得ることができない。

そのほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。